

区長報告第十五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年十月二十一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和五年十月六日議決を得た工事請負契約（将監橋塗替塗装工事）の契約金額「二億五千八十万円」を「二億五千二百七十六万四千八百二十円」に変更する。